

サービス管理責任者としての業務に従事する者の実務経験について

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(H18.9.29 厚生労働省告示第 544 号)

業務の範囲		業務内容		実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における	相談支援の業務	1	ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	5 年以上
			イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者	
			ウ 障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
			エ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
			オ 特別支援学校の従業者	
			カ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者 a 社会福祉主事任用資格を有するもの b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められる者（訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者） c 4 に掲げる資格を有するものならびにアからオまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が 1 年以上の者	
直接支援業務	2	ア 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床の従業者	10 年以上	
		イ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者		
		ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者		
		エ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項に規定する子会社、同法第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従業者		
		オ 特別支援学校の従業者		
有資格者	3	上記 2 のうち次の(1)～(5)に該当する者 (1)社会福祉主事任用資格者 (2)訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者 (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰指導員	5 年以上	
		4 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士		1 から 3 までの期間が通算して 3 年以上かつ 4 の期間が通算して 5 年以上ある者

注：ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年当たり 180 日以上あることをいう。例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることをいう。